

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀市やまびこの湯条例(平成17年佐賀市条例第144号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平18規則38・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第2条 佐賀市やまびこの湯(以下「温泉施設」という。)の開館時間は、午前10時から午後9時までとする。

2 温泉施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月第2水曜日

(2) 1月1日、同月2日及び12月31日

3 市長は、前2項の規定にかかわらず必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(平18規則38・平26規則49・平29規則35・一部改正)

(使用の許可等)

第3条 会議室を使用しようとする者は、使用しようとする日の3日前までに、佐賀市やまびこの湯会議室使用許可申請書(別記様式)に使用料を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 会議室以外の施設を使用しようとする者は、使用料を納入することにより、使用許可の申請をしたものとみなす。

3 使用の許可は、使用者に対し使用券等を交付することにより、これを行う。

(平18規則38・平26規則49・平29規則35・一部改正)

(使用者の遵守事項)

第4条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可なく施設及び設備を使用しないこと。

(2) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失しないこと。

(3) 火災盗難を防止し、秩序維持に協力すること。

(4) 許可なく館内で物品の販売等をしないこと。

(5) 使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(6) 他人に迷惑となる行為をしないこと。

(7) 使用後は、速やかに原状に回復し、室内を整理し引き渡すこと。

(準用)

第5条 第3条第1項から第3項までの規定は、指定管理者に温泉施設の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、同条第1項中「佐賀市やまびこの湯会議室使用許可申請書(別記様式)」とあるのは「指定管理者が定める許可申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(平18規則38・追加、平29規則35・一部改正)

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか温泉施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平18規則38・旧第5条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の三瀬温泉やまびこの湯設置及び管理運営に関する条例施行規則(平成8年三瀬村規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月31日規則第38号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にある旧様式による帳票等は、当分の間所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成26年10月31日規則第49号)

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成29年7月24日規則第35号)

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則(令和4年3月28日規則第19号)抄  
(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)

3 この規則の施行の際、現にある旧様式による帳票等は、当分の間所要の修正をして使用することができる。

別記様式(第3条関係)

(平26規則49・一部改正、平29規則35・旧様式第1号・一部改正、令4規則19・一部改正)

別記様式(第3条関係)

	課 長	管理人	受 付
佐賀市やまびこの湯 会議室使用許可申請書			
年 月 日			
(宛先)佐賀市長			
申請人 住 所 氏 名 (電話 )			
次のとおりやまびこの湯会議室を使用したいので申請します。			
使 用 の 目 的			
使 用 日 時			
使 用 人 員			
<b>【申請上の注意】</b> 1 使用日時の変更の場合は、直ちに連絡してください。  2 やまびこの湯の都合で、使用日時、場所等を変更していただくことがあります。			

